

答 申 第 1 号
平成28年11月15日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて（答申）

平成28年10月13日付け芦都総第539号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

第1 諮問内容

芦屋市では、芦屋市民の生活安全の推進に関する条例（平成13年芦屋市条例
第17号）に規定する犯罪及び事故を防止し、市民が安心して暮らせるまちを
実現するために、市民生活の安全確保のための環境整備を目的とした、市内の公
共の場所を撮影する防犯カメラの設置を予定している。防犯カメラによる撮影及び
録画が個人情報を本人以外から収集することに該当するため、芦屋市個人情報保
護条例（平成16年芦屋市条例第19号）（以下、「条例」という。）第7条第
2項第6号により審査会に諮問されたもの。

第2 審査会における審議及び結論

1 実施機関からの説明

審査会は、防犯カメラの設置に係る個人情報の取り扱い等に関して実施機関で
ある都市建設部建設総務課から説明を受け、以下の事項を確認した。

- (1) 防犯カメラの設置は犯罪及び事故の防止を目的とするものであり、それによ
って得られる画像は、特定の個人、土地を監視することがないように、あら
かじめマスキング処理が施されており、必要最低限の個人情報を収集するよう
に配慮している。
- (2) 画像は、画像記録装置又は防犯カメラ内の電磁記録媒体へ保存され、専用

パソコンによりパスワード入力の上、管理責任者が指定した者のみが閲覧することができる。

- (3) 保存期間は原則7日以内とし、保存期間を経過した画像は、電磁記録媒体上で新たに撮影する画像を上書きすることにより消去される。
- (4) 防犯カメラの設置場所は電柱の高所等、盗難、破壊を被らない場所を確保する。
- (5) 録画した画像について開示請求等があったときは、顔写真その他の情報と照合し、開示請求者本人の確認を慎重に行う。
- (6) 条例第14条の規定に基づき画像の提供等を行うときは、提供を求める根拠、目的等を書面で提出させ、提供した画像の適正な管理、第三者への提供の制限及び使用後の速やかな廃棄を求める。

2 審査会の結論

審査会は、前記第2の1のとおり実施機関から説明を受け審議を行った結果、本市の防犯カメラの設置及び管理運営に関しては、個人情報保護の観点から適切なセキュリティ対策が講じられることになると判断し、実施機関が諮問のあった防犯カメラを設置し、これにより本人以外から個人情報を収集することを認める。

なお、防犯カメラの設置は、行政が不特定多数の個人情報を収集することとなるため、収集した情報の管理運営の在り方によっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。そこで、審査会は答申に当たり、付帯意見として以下の事項を申し述べる。

- (1) 実施機関は、防犯カメラの設置以外の方法による、市民生活の安全確保のための環境整備の実現が可能ではないかを十分に考慮し、防犯カメラの設置を必要最小限に留めること。
- (2) 実施機関は、防犯カメラ設置及び管理運営の基準を明文化し、防犯カメラ設置の目的が公益性を損なうことがないように慎重に運用すること。
- (3) 捜査機関等に提供した場合、画像の控えを市で保存すること。保存期間については個人情報主管課とあらかじめ協議すること。
- (4) 実施機関は、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用及び提供等の管理運用状況を取りまとめて、毎年審査会に報告すること。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月13日	諮問書の受理
平成28年10月17日	第1回審議
平成28年11月15日	第2回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	